様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	専門学校 ESP エンタテインメント福岡
設置者名	学校法人イーエスピー学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
文化・教養専門課程	音楽アーティスト科	夜・通信	８単位	７単位	
	音楽芸能スタッフ科	夜・通信	８単位	７単位	
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info/syllabus.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	専門学校 ESP エンタテインメント福岡
設置者名	学校法人イーエスピー学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	前学校法人 部長	R7 年 5 月 30 日～R11 年定時評議員会終結時	学校経営アドバイス
非常勤	元学校法人 理事	R7 年 5 月 30 日～R11 年定時評議員会終結時	教務運営アドバイス
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 ESP エンタテインメント福岡
設置者名	学校法人イーエスピー学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）
・シラバスの作成については、前年度シラバス及び前年度成績評価、学生出席率を基に、各学科教務課が次年度シラバスの編成方針案を策定します。編成方針案を基に教務課と教員が学内教務会議を開催し次年度の編成方針を決定します。
・シラバス編成方針を教務課と科目担当教員が確認した上で、科目担当教員がシラバス案を作成、教務会議にて教務課が内容を確認したのちに承認します。
・シラバスは年度始のオリエンテーションにおいて学生にデータとして配布し、教務課から授業概要、到達目標、成績評価の方法等の説明を行います。さらに授業冒頭において科目担当教員から履修メッセージを含め授業概要の詳細な説明を実施しています。シラバスは６月にホームページで広く公表しています。

授業計画書の公表方法	https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info/syllabus.html

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
●成績評価・単位認定について
・定期試験は学園規則に準じ年間２回、前期末および後期末の所定の期間に行います。

評価	合格				不合格	
	S(秀)	A(優)	B(良)	C(可)	D(不可)	E(履修放棄)
評点	90 点以上	80 点以上	70 点以上	60 点以上	60 点未満	－

学則別表に定める「講義」「実習」「演習」の別により、それぞれ筆記試験、実技試験を行います。実技試験においては実習内容に応じた評価項目を作成し、その項目ごとに評点を定め合計点を評価とします。
D、E 評価のものは不合格となり、前期末および後期末の追試験期間内に科目ごとに定めた追試験を受け合格することで C 評価とします。
全ての試験において S、A、B、C 評価であれば合格とし単位認定とします。
成績評価は前期末および後期末に行われる２回の試験点数と、科目ごとに定めた出席点によって算出された評点によって決定します。

●進級認定について
・履修科目すべての単位を修得していることが進級認定の要件となります。
・上記に定めのない事項については、授業担当講師と教務課が協議の上、適正に評価を行います。また最終的な進級認定は教務会の議を経て学校長がこれを行います。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
本校は成績評価システムとしてGPA(Grade Point Average)を採用し、S,A,B,C,D,Eの評価を6段階の数値で点数化し（S=4点、A＝3点、B＝2点、C＝1点、D＝0点、E＝0点）成績評価を行っています。
学科、コースにより受講科目数や授業時間数、実習授業の割合等が異なる環境で、習熟度合を測定する指標とします。
学生個人の GPA を学修指導において活用し、成績の参考値、目標値として設定できるよう学科毎に GPA の分布状況を算出しています。

成績評価と GPA の対象は下記表のとおりとなります。

評価	合格				不合格	
	S(秀)	A(優)	B(良)	C(可)	D(不可)	E(履修放棄)
評点	90 点以上	80 点以上	70 点以上	60 点以上	60 点未満	-
GRADE POINT	4	3	2	1	0	0

学科、コースにより受講科目数や授業時間数、実習授業の割合等が異なる環境で、習熟度合を測定する指標としてのGPAを算出する際の計算式は、以下のとおりです。

$$\frac{(4\times S\text{の修得単位数})+(3\times A\text{の修得単位数})+(2\times B\text{の修得単位数})+(1\times C\text{の修得単位数})}{\text{履修科目全ての単位数合計}}$$

学則に定める「単位数の計算」により、年間の修得単位数は講義科目=4 単位、演習科目=4 単位、実習科目=2 単位として計算しています。上記計算式により算出したものを個人 GPA とし、当該学科・学年の個人 GPA を昇順に並べて順位付けを行い、学年内の順位を算出します。その順位により、下位 4 分の 1 を算出しています。そのため、各学科・学年ごとに、下位 4 分の 1 の GPA ポイントは異なります。この算出方法は計算式と共に広く公表しております。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
●本校の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は称号付与の合否判断の基準となる「卒業判定の要件」と、受講するカリキュラムを通して習得を期待する能力、育成する人物像を示した「教育目標に定める人材育成」に基づき策定しています。
修業期間である 2 年間の在学中に所属する学科の教育目標に定めた専門分野に関する知識、技術、並びに教養を習得し、履修科目すべての単位を修得した学生に称号を付与します。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、所定の出席率を超過していることも卒業要件といたします。

●「卒業判定の要件」
履修科目すべての単位を修得していることが卒業判定の要件となります。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、履修科目全ての開講授業数と出席数から算出した「出席率」において、年間 80 パーセント以上であることも卒業判定の要件となります。80 パーセント未満であった場合には、出席率に応じた本校の定める補講レポートを提出することで不足した出席数を充足するものとします。

●「各学科の教育目標」
■音楽アーティスト科
・理論や類例を通じて得る知識量と反復実践において獲得するテクニックを包括し、エンタテイナーとして即戦力となりうる高度な技術力の習得
・ワークショップや討議などを通じてエンタテイナーとしての美学や哲学など多様な感性を磨き、ステージにおけるケーススタディーを通じて観衆を魅了しうるパフォーマンス力の習得
・専門分野における基礎課程を土台とした作品制作における技術や知識の組み合わせ、及び実験を試みながら新時代に対応しうる創造性やクリエイティビティ―の習得
■音楽芸能スタッフ科
・授業内で使用した様々な機器の名称、役割、正しい接続方法、基本的な操作技術の習得
・授業内のグループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等で学んだ音楽スタッフそれぞれの役割と演者との関係性を理解し、実践的なイベントにおいて活かすことのできるコミュニケーション能力の習得
・様々な環境や条件を想定した授業を受講した結果として、いかなる場面においても音楽スタッフとして、それぞれの役割の上で臨機応変に対応できる能力の習得

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	専門学校 ESP エンタテインメント福岡
設置者名	学校法人イーエスピー学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/
収支計算書又は損益計算書	https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/
財産目録	https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/
事業報告書	https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/
監事による監査報告（書）	https://www.esp.ac.jp/gakuen/information/

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
文化・教養	文化・教養専門課程	音楽アーティスト科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	64	64	40	52		
			156				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
190人	184人	3人	13人	37人	50人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・シラバスに沿って行います。前年度シラバス及び前年度成績評価、学生出席率を基に、各学科教務課が次年度シラバスの編成方針案を策定します。編成方針案を基に教務課と教員が学内教務会議を開催し次年度の編成方針を決定します。 シラバスに関しては下記参照。 https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info/syllabus.html
成績評価の基準・方法
（概要） ●成績評価・単位認定について ・定期試験は学園規則に準じ年間 2 回、前期末および後期末の所定の期間に行います。

評価	合格				不合格	
	S(秀)	A(優)	B(良)	C(可)	D(不可)	E(履修放棄)
評点	90点以上	80点以上	70点以上	60点以上	60点未満	－

学則別表に定める「講義」「実習」「演習」の別により、それぞれ筆記試験、実技試験を行います。実技試験においては実習内容に応じた評価項目を作成し、その項目ごとに評点を定め合計点を評価とします。
D、E 評価のものは不合格となり、前期末および後期末の追試験期間内に科目ごとに定めた追試験を受け合格することでC評価とします。
全ての試験においてS、A、B、C評価であれば合格とし単位認定とします。
成績評価は前期末および後期末に行われる 2 回の試験点数と、科目ごとに定めた出席点によって算出された評点によって決定します。

●進級認定について
・履修科目すべての単位を修得していることが進級認定の要件となります。
・上記に定めのない事項については、授業担当講師と教務課が協議の上、適正に評価を行います。また最終的な進級認定は教務会の議を経て学校長がこれを行います。

卒業・進級の認定基準

（概要）
●本校の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は称号付与の合否判断の基準となる「卒業判定の要件」と、受講するカリキュラムを通して習得を期待する能力、育成する人物像を示した「教育目標に定める人材育成」に基づき策定しています。
修業期間である 2 年間の在学中に所属する学科の教育目標に定めた専門分野に関する知識、技術、並びに教養を習得し、履修科目すべての単位を修得した学生に称号を付与します。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、所定の出席率を超過していることも卒業要件といたします。

●「卒業判定の要件」
履修科目すべての単位を修得していることが卒業判定の要件となります。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、履修科目全ての開講授業数と出席数から算出した「出席率」において、年間 80 パーセント以上であることも卒業判定の要件となります。80 パーセント未満であった場合には、出席率に応じた本校の定める補講レポートを提出することで不足した出席数を充足するものとします。

●「教育目標に定める人材育成」
・新技術などの革新的事象に対する柔軟な受容を行え、新たな時代に対応しうる知的な好奇心を持った人材であること。
・グローバル化の進行の中で多様な文化や価値観を尊重する国際性豊かで多角的な視点を持った人材であること。
・産業界の慣習を理解し、ビジネス慣行に対応した社会性を実践しうる礼節豊かな人材であること。

学修支援等

（概要）
●個別相談・指導等の対応
最低年間 2 回の個人面談実施、必要に応じ適宜面談を実施します。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他

65 人 (100%)	3 人 (4.6%)	17 人 (26.2%)	45 人 (69.2%)

（主な就職、業界等）
プロのアーティストとして活動するために、音楽芸能プロダクションやレコードメーカーとの所属契約を目標とし、メジャー契約や育成契約を前提とした全国オーディションにて最優秀賞を受賞した実績あり。就職実績としては楽器販売会社や動画編集会社等。

（就職指導内容）
合同企業説明会、個別の企業説明会、就職活動セミナーを定期的に開催。東京、大阪に設置する姉妹校と求人票を共有し学生に公開。就職相談窓口を設置し、履歴書添削、面接指導、自己分析指導等を常時行っている。

（主な学修成果（資格・検定等））
エンタテインメント業界でミュージシャン、歌手、ダンサーのプロフェッショナルとして活動するために必要な技術・知識の習得。
Word 文書処理技能認定試験、Excel 表計算処理技能検定等の受講が可能。

（備考）（任意記載事項）
学科の特色としてプロのアーティスト活動を目標とする学生が多く積極的に就職を目指すことは少ないが、プロミュージシャンとして活動できるまでの期間就職を希望する学生や、アマチュアのアーティストとして活動していく学生に向けて就職指導をしている。

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
182 人	25 人	13.7%

（中途退学の主な理由）
学業不振、進路変更、経済的理由

（中退防止・中退者支援のための取組）
学内教務課職員及び教員による個別面談を随時実施。保護者への状況連絡。

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
文化・教養	文化・教養専門課程	音楽芸能スタッフ科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	64	56	48	52		
			156				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
150 人	132 人	2 人	9 人	12 人	21 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）
・シラバスに沿って行います。前年度シラバス及び前年度成績評価、学生出席率を基に、各学科教務課が次年度シラバスの編成方針案を策定します。編成方針案を基に教務課と教員が学内教務会議を開催し次年度の編成方針を決定します。
シラバスに関しては下記参照。

https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info/syllabus.html

成績評価の基準・方法

（概要）

●成績評価・単位認定について

・定期試験は学園規則に準じ年間 2 回、前期末および後期末の所定の期間に行います。

評価	合格				不合格	
	S(秀)	A(優)	B(良)	C(可)	D(不可)	E(履修放棄)
評点	90 点以上	80 点以上	70 点以上	60 点以上	60 点未満	-

学則別表に定める「講義」「実習」「演習」の別により、それぞれ筆記試験、実技試験を行います。実技試験においては実習内容に応じた評価項目を作成し、その項目ごとに評点を定め合計点を評価とします。

D、E 評価のものは不合格となり、前期末および後期末の追試験期間内に科目ごとに定めた追試験を受け合格することで C 評価とします。

全ての試験において S、A、B、C 評価であれば合格とし単位認定とします。

成績評価は前期末および後期末に行われる 2 回の試験点数と、科目ごとに定めた出席点によって算出された評点によって決定します。

●進級認定について

・履修科目すべての単位を修得していることが進級認定の要件となります。

・上記に定めのない事項については、授業担当講師と教務課が協議の上、適正に評価を行います。また最終的な進級認定は教務会の議を経て学校長がこれを行います。

卒業・進級の認定基準

（概要）

●本校の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は称号付与の合否判断の基準となる「卒業判定の要件」と、受講するカリキュラムを通して習得を期待する能力、育成する人物像を示した「教育目標に定める人材育成」に基づき策定しています。

修業期間である 2 年間の在学中に所属する学科の教育目標に定めた専門分野に関する知識、技術、並びに教養を習得し、履修科目すべての単位を修得した学生に称号を付与します。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、所定の出席率を超過していることも卒業要件といたします。

●「卒業判定の要件」

履修科目すべての単位を修得していることが卒業判定の要件となります。ただし、2025 年度以前の入学者に限り、履修科目全ての開講授業数と出席数から算出した「出席率」において、年間 80 パーセント以上であることも卒業判定の要件となります。80 パーセント未満であった場合には、出席率に応じた本校の定める補講レポートを提出することで不足した出席数を充足するものとします。

●「教育目標に定める人材育成」

・社会において自己の確立を目指し自己の適性を理解し、キャリアプランニングに活かすことができる人材であること。

・自ら考え行動し自己の洞察力を磨くことで培った、問題点を分析し解決する能力を持った人材であること。

・進路に関連する知識、技術の習得を追求し、自己研鑽できる意思を持った人材であること。

学修支援等

（概要）
●個別相談・指導等の対応
最低年間 2 回の個人面談実施、必要に応じ適宜面談を実施します。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
34 人（100%）	0 人（ 0%）	27 人（ 79.4%）	7 人（ 20.6%）

（主な就職、業界等）
株式会社福岡市民ホールサービス、株式会社エスエルアイ、株式会社スタッフ、株式会社綜合舞台などの音楽業界、ライブハウス、人材派遣会社、サービス業等

（就職指導内容）
合同企業説明会、個別の企業説明会、就職活動セミナーを定期的に開催。東京、大阪に設置する姉妹校と求人票を共有し学生に公開。就職相談窓口を設置し、履歴書添削、面接指導、自己分析指導等を常時行っている。

（主な学修成果（資格・検定等））
エンタテインメント業界で音響、照明、楽器、イベント制作等の分野においてプロフェッショナルとして活動するために必要な技術・知識の習得。
Word 文書処理技能認定試験、Excel 表計算処理技能検定、Illustrator クリエイター能力認定試験、色彩検定、ProTools 技術認定試験、映像音響処理技術者、舞台機構調整技能士等の受講が可能。

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
107 人	6 人	5.6%

（中途退学の主な理由）
進路変更、学校生活不適合

（中退防止・中退者支援のための取組）
学内教務課職員及び教員による個別面談を随時実施。保護者への状況連絡。

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
音楽アーティスト科	200,000 円	600,000 円	2025 年度入学者:700,000 円 2026 年度入学者:792,000 円 ※選考料 AO 入学 10,000 円 推薦/一般入学 20,000 円	
音楽芸能スタッフ科				
専攻科				
修学支援（任意記載事項）				
・イーエスピー学園卒業生/在校生兄弟姉妹特別奨学生制度（入学後 10 万円） ・ESP 学園特待生奨学金制度（審査結果に応じそれぞれ 50 万円、20 万円、10 万円）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info/

第三者評価の基本方針（実施方法・体制）

【体制】

本校では音楽、芸能等の設置学科に関連する福岡県内の企業と共に、地域活動団体、卒業生を評価委員とした「学校関係者評価委員会」を組織することとします。

【学校関係者評価委員の構成】

学校関係者評価委員は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成するものとします。

・関連業界等関係者 2 名以上
・地域活動団体または在校生の保護者 1 名以上
・卒業生 1 名以上

【実施方法】

学校関係者評価委員会では本校職員で組織する自己評価委員会により作成された「自己評価報告書」に基づき、評価項目である学校の運営状況、教育活動状況、学修成果として卒業生の進路の状況等を報告します。学校関係者評価委員会は報告書の内容を受け、客観的な視点から現状を点検・評価します。

【評価結果の活用方法】

学校関係者評価委員会を経て委員からの意見を評価項目毎にまとめ、校長を責任者として関係する課部署と共に具体的な活用方針を定め、次期の自己評価基準日となる 3 月 31 日までの期間に、重点目標の設定や教育活動等の改善に取り組んでいきます。
本校職員以外の学校関係者評価委員会を組織、実施することによって、透明性を高めると共に学校に対しての理解、連携、協力による「改善」を図ることを基本方針とします。

【評価項目】

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（１）理念・目標	（１）理念・目的・育成人材像
（２）学校運営	（２）学校運営
（３）教育活動	（３）教育活動
（４）学修成果	（４）学修成果
（５）学生支援	（５）学生支援

（６）教育環境	（６）教育環境
（７）学生の受入れ募集	（７）学生の募集と受入れ
（８）財務	（８）財務
（９）法令等の遵守	（９）法令等の遵守
（１０）社会貢献・地域貢献	（１０）社会貢献・地域貢献

第三者評価の委員

所属	任期	種別
合同会社 mou music	令和８年４月１日 ～令和９年３月 31 日	関連業界等関係者
株式会社スタッフ	令和８年４月１日 ～令和９年３月 31 日	関連業界等関係者
コロムビア・マーケティング株式会社 福岡オフィス	令和８年４月１日 ～令和９年３月 31 日	関連業界等関係者
特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN	令和８年４月１日 ～令和９年３月 31 日	地域活動団体
合同会社 snippe.To	令和８年４月１日 ～令和９年３月 31 日	卒業生

第三者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://www.esp.ac.jp/fukuoka/introduction/info

（備考）

第三者委員会は未実施

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://www.esp.ac.jp/fukuoka/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H140313000724
学校名（○○大学 等）	専門学校ESPエンタテインメント福岡
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人イーエスピー学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		101人（ 44 ）人	92人（ 39 ）人	104人（ 45 ）人
内訳	第Ⅰ区分	40人	42人	
	（うち多子世帯）	（ 11人）	（ 13人）	
	第Ⅱ区分	19人	16人	
	（うち多子世帯）	（ －人）	（ －人）	
	第Ⅲ区分	16人	14人	
	（うち多子世帯）	（ －人）	（ －人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	12人	－	
	区分外（多子世帯）	14人	12人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				104人（ 45 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	―	―
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	―
計	人	―	16人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	―

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	―
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	19人	―
計	人	19人	17人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。